

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 15 日

県立美術館長
県立歴史博物館長
県立人と自然の博物館長
県立考古博物館長
県立コウノトリの郷公園長
県立図書館長

様

社会教育課長

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る
社会教育施設の取扱いについて（依頼）

平素より、本県の社会教育行政の振興にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府のまん延防止等重点措置が本県に適用されたことを受け、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に係る社会教育施設の使用制限について、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部本部長（兵庫県知事）から別添のとおり協力依頼がありましたので、お知らせします。

記

- 1 対象区域（まん延防止等重点措置実施区域）
神戸地域（神戸市）
阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）
阪神北地域（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町）
明石市
- 2 使用制限内容
 - ・営業時間は 5 時から 20 時まで、酒類の提供は 11 時から 19 時まで
なお、既予約済の利用については使用制限の対象外
 - ・人数上限 5,000 人、かつ、
収容定員大声なし 100%以内、大声あり 50%以内
 - ・入場者の整理誘導等の実施
- 3 実施期間
4 月 5 日（月）から 5 月 5 日（水祝）まで
※但し、阪神北地域、明石市は 4 月 22 日（木）から実施

【本件問い合わせ先】

兵庫県教育委員会社会教育課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1
TEL 078-362-9434
FAX 078-362-3927
E-mail syakaikyouikuka@pref.hyogo.lg.jp